

農業後継者を応援します

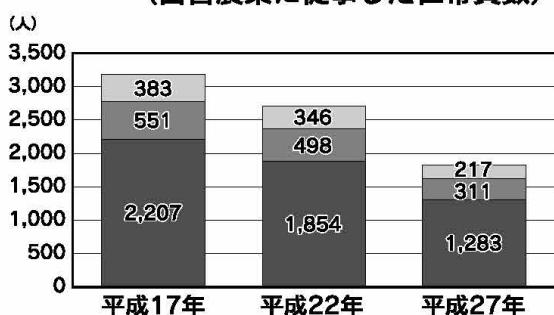
～那須町地域農業後継者支援事業が6月からスタート～

町では、地域の農業を支えていくために、農業後継者を対象とした支援制度を創設し、6月から相談および申込受付を開始しています。

認定農業者である親元で就農する人等を、3つの事業で応援します。

減りゆく農業人口

販売農家の農業就業人口
(自営農業に従事した世帯員数)



(農林業センサス)

人口減少と少子高齢化に伴い、農業従事者も年々減少しています。

5年に1度実施される全国統計調査「農林業センサス」によると、町内で自営農業に従事している世帯員数は平成27年には1,811人で、10年前の約6割となっています。

本町の重要な基幹産業である農業の活性化を図るためにも、担い手の育成と確保対策に取り組む必要があります。

那須町地域農業後継者支援事業

新規就農を志す人の支援策として、国が行う農業次世代人材投資事業（旧青年就農給付金事業）がありますが、これは独立・自営就農が中心であるため、親元就農の場合、要件が満たせないケースが多く、支給を受けにくいのが現状です。

しかしながら、親元就農者も地域農業の担い手であり、次世代を担う農業者となっていく重要な存在であることから、町が今年度から開始した「那須町地域農業後継者支援事業」では、認定農業者農家の子ども、孫、兄弟、甥または姪を対象としています。国の事業の対象とならない親元就農者が就農する際に就農交付金を支給し、後継者確保による農業振興を目指します。

就農交付金のほか、機械導入の補助と農業者年金補助、計3つのメニューで親元就農者を支援します。

農業後継者就農交付金

▼対象者 認定農業者農家の55歳以下の親元就農者（年間150日以上就農予定であること。また、就農前年の所得が年間500万円未満であること等）

▼対象年度 就農から5年以内

▼交付金額 30万円

土地利用型農業（耕種）後継者機械導入事業費補助金

▼対象者 認定農業者である耕種（稻作・園芸）農家の55歳以下の親元就農者（年間150日以上就農予定であること等）

▼対象年度 就農から5年以内

▼補助金額 規模拡大に必要な機械導入に対する購入費の1/3

（上限100万円）

※畜産農家は対象となりません。本町の現状では、畜産農家と比較して稻作や園芸等の耕種農家の後継者確保が課題となっていることから、耕種農家の規模拡大支援を目的としています。

農業者年金加入促進補助金

▼対象者 40歳未満の認定農業者の親元就農者で、新たに農業者年金に加入する者

▼補助金額 月額保険料に対し1万円（最大12カ月）